

令和5年7月27日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

千代田区議会政務活動費交付額等審査会
会長 民谷 嘉輝

千代田区議会政務活動費の交付額について（答申）

令和4年3月10日付R3千議会発第289号により当審査会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区議会政務活動費交付額等審査会

会 長	民谷 嘉輝
副会長	廣瀬 克哉
委 員	本多 教義
委 員	平野 恵一
委 員	上村 友子

答 申

本審査会は、令和4年3月10日、千代田区議会政務活動費交付額等審査会に関する規程第3条の規定に基づき、千代田区議会議長から「千代田区議会政務活動費の交付額について」諮問を受けた。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、限られた日程で、都合7回にわたり精力的に審査会を開き、前回答申の令和2年7月以降の社会経済情勢の変化及び他自治体における動向とともに、各会派とのヒアリングをも参考に、広範かつ慎重に審査を行った。

なお、交付額に密接に関連する「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の審査も必要なことから、各会派の支出の中から占める割合の高い費目を中心に審査した。

この結果、当審査会は次のとおり答申する。

1 答 申

(1) 政務活動費の交付額について

月額一議員150,000円を据え置くべきである。

(2) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲」（使途基準）の見直しについて

- ① 区政報告の発行にかかる諸経費について、複数の費目に細分化されているのを改め、「区政報告」としてまとめるなど、1つの区政報告を発行する際に要した経費の全体を容易に把握できるようにするべきである。
- ② 「印刷費」のうち、区議会活動報告などの区政報告については面積割による按分とし、合理的に説明できる割合とするべきである。

2 理 由

(1) 政務活動費の交付額について

交付額決定にあたっては、政務活動費制度導入時からの支出実績や他の自治体の状況を基本に、この制度趣旨を踏まえ総合的に判断することが適切である。

過去3年間の実績では、全交付額に対する全支出額の割合は、令和4年度から令和2年度までの3年間遡ると、約78%、約90%、約63%、と推移している。しかし、会派によっては、年度によって収支に変動があることや自らの方針として政務活動費により支出可能な経費も私費で支出しているケースもある。

また、政務活動費については、政務活動にかかわる必要な経費の一部について、一定の上限を設け支弁するものであり、この上限に達しない場合は残額を返還することとなっているため、交付額はあくまで上限を示すものであり、決算ベースでの支出額が減額していることを捉え、直ちに政務活動費を一律減額すべきとは必ずしも言えない。

また、23区の政務活動費の交付状況をみると、区の規模に違いはあるものの、23区平均で一議員月165,435円であり、現状では千代田区議会は平均を下回り、23区全体でも中位に位置している。

(2) 使途基準の見直しの理由について

- ① 費目ごとに会計報告書を作成する現在の会計処理は、その支出の透明性を高めることには適しているが、どのような活動のために経費がかけられているか全体を把握するには適していない。会計処理の正しさを記録として残しつつ、更に区民にとってわかりやすいものにしていくことを両立させることが課題である。どの会派も政務活動費の多くを区政報告にかかる経費に充てていることを鑑み、また情報公開の観点からも、区民の視点でよりわかりやすいものにしていくことが望ましい。
- ② 「印刷費」の区議会活動報告などの区政報告については、当該議員個人のPRなど本来の区政報告には適さない内容が混在する場合は、面積割とし、議員本人が合理的に説明できる割合とする。なお、支出要件として、区政報告は、本来会派の調査研究活動及び議会活動並びに区政について区民に報告するためのものである。従って、議会報告、調査研究報告、区政の報告、区の課題への提言は認められるが、議員個人のPRにつながる見出し、写真及び文章、プロフィールは適さないものである。

3 今後の検討課題とすべき事項

審査の過程で出された委員意見について、以下に記述する。

- (1) 現行の政務活動費は、会計年度終了時点で精算が必要とされている地方自治法施行令162条に基づく「先払い方式（概算払い方式）」を採っている。一方、「後払い方式（精算払い方式）」は、公金を原資とする現金の保管や精算後の残額返還など会派や区議会事務局において煩雑な事務を伴わない方式

であることから、交付の方法について、今後十分に検討すべきである。

ただし、この方式に変更する際には、随時分散的に発生する精算払いの処理ごとに用途や金額の適正さをチェックすることが必要になることから、会派及び区議会事務局のチェック体制の充実が前提となる。当審査会としては、今後、会派及び区議会事務局に対し精算払いが可能となるような体制を整えていくことを課題として提案する。

- (2) 政務活動費は、今後とも議員に期待される活動と、そのために公費で負担すべきコストを十分に確認しながら交付額と用途基準を見直していくことが必要である。

政務活動費の見直しについては、区民の視点に立ったうえで、区議会の自主的な判断で行うことが好ましく、政務活動費の活用の効果を含めて、区民のより深い理解が得られるものとなることを期待する。

以上